

## 大船渡市省エネ家電等買替え促進事業に係る申請時チェックリスト

本事業の申請の際は、下記項目のすべてに該当することをご確認の上、申請願います。

- 申請者は大船渡市民（大船渡市に住民登録をしている人）です。
- 申請者は、市税の滞納がありません。  
また、市税の納税状況その他交付要件の確認のため、市が調査をすることを承諾します。
- 助成金交付申請書兼請求書の申請者欄に押印しています。
- 申請者と同世帯の人が、この助成を受けていません。  
※令和6年2月に行った本事業で助成を受けた世帯は対象となりません。
- 購入した省エネ家電等の「省エネ基準達成率」は、100%以上です。
- 省エネ家電等は、市内の店舗・事業所から購入しました。
- 省エネ家電等の購入日（領収書またはレシートの日付）は、令和6年7月22日以降です。  
また、購入した省エネ家電等は、市内の自宅に設置済です。
- 助成金交付申請書兼請求書の助成対象経費には、本体価格、消費税額以外の金額（リサイクル料、設置に係る工事費用等）を含んでいません。
- 省エネ家電等購入に係る領収書またはレシートの写しには、①購入日、②購入した店舗または販売者名、③購入製品名または型番、④購入費用及びその内訳が記載されています。
- 購入した省エネ家電等の「省エネ基準達成率」が分かるカタログの写し等を持参しました。
- エアコン・冷蔵庫の申請については、既存のものを家電リサイクル法に基づいて処分し、家電リサイクル券の控えの写しを持参しました。  
また、給湯器の申請については、設置前後の写真を持参しました。